会　議　録

<table>
<tr><td colspan="2">会議の名称</td><td colspan="3">令和４年度第１回つくば市指定管理者候補者選定検討会議</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催日時</td><td colspan="3">令和４年９月 29 日（木）10 時～11 時</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催場所</td><td colspan="3">市役所　５階　庁議室</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局（担当課）</td><td colspan="3">政策イノベーション部企画経営課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委員</td><td colspan="3">武田委員、宮田委員、野尻委員、濵渦委員、岡田委員、船橋委員、大久保委員、太﨑委員、木村委員、澤内委員、松本副市長（座長）、藤光政策イノベーション部長、大越政策イノベーション部次長、片野市長公室長、中島財務部長、大久保市民部長（つくば市立ノバホール・つくばカピオ・つくば市ふれあいプラザ所管）、塚本こども部長（つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室所管）、吉沼教育局長（つくば市市民研修センター所管）</td></tr>
<tr><td>主管課</td><td colspan="3">文化芸術課：矢口課長、矢口課長補佐、矢口係長、平川主事
生涯学習推進課：澤頭課長、色川課長補佐、福田係長
こども育成課：吉田課長、土田主任</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="3">企画経営課：横田課長、中村課長補佐、岩橋係長、髙橋主任、瀬戸主任</td></tr>
<tr><td colspan="2">公開・非公開の別</td><td>☑公開　☐非公開　☐一部公開</td><td>傍聴者数</td><td>０人</td></tr>
<tr><td colspan="2">非公開の場合はその理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">会議次第</td><td colspan="3">１　開会
２　挨拶
３　会議の公開について
４　令和４年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議について
５　各施設の申請状況及び選定に関する基準について
６　採点表における各審査項目の配点の承認について
（１）各施設の概要及び募集概要について
（２）各施設の採点表について
７　その他
８　閉会</td></tr>
</table>

＜会議概要＞

○事務局　ただいまから、令和４年度第１回つくば市指定管理者候補者選定検討会議を開会いたします。

この会議ですが、指定管理者候補者の選定を公正かつ適正に行うために設置されるもので、様々な視点から選定いただくため、委員としては、学識経験を有する皆様に加えまして、平成 29 年度より市民委員の方にも参加いただいております。あわせて、松本副市長をはじめとする内部委員により候補者の選定を行います。今年度、皆様に指定管理者候補者を選定いただく施設は、次第に記載してあるとおり、つくば市立ノバホール、つくばカピオ、つくば市ふれあいプラザ、つくば市市民研修センター、つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室の５施設となります。よろしくお願いいたします。

初めに、今回、委員の就任を承諾くださいました皆様をご紹介させていただきます。

【委員紹介】

皆様どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、松本副市長からご挨拶を申し上げます。

○松本副市長　　**【挨拶】**

○事務局　ありがとうございました。本日の会議で使用する資料は、机上配付しております。次第に配付資料一覧がございますので、途中過不足があれば、事務局までお申しつけください。なお、会議で使用する資料につきましては、つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱第５条の規定により、この会議のためにのみ使用するものとし、情報の取り扱いについては、ご注意くださいますよう、改めてお願いいたします。それでは、規定により、松本副市長がこの会議の座長となりますので、今後の進行は松本副市長に行っていただきます。よろしくお願いいたします。

○座長　どうぞよろしくお願いいたします。早速会議を始めたいと思います。

まず次第の３、会議の公開についてです。参考資料１をご覧ください。

本日の第１回会議では、選定対象施設の概要及び募集概要等について、所管課から説明をさせていただくとともに、選定に係る採点表の配点の承認を行っていただきます。これは、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例の非公開会議に該当しないために、公開で進めて参りたいと考えており

ます。また 10 月の第２回以降の会議につきましては、実際に申請者によるプレゼンテーションを実施いたしますので、ヒアリング及び委員による採点を行いまして、指定管理者候補者を選定します。このプレゼンテーション、ヒアリングの際には、選定に必要な情報を把握する必要があるため、企業の内部情報やノウハウの聴取が予想されます。そのため、つくば市情報公開条例に規定される不開示情報を含むものとして、選定の際には会議を非公開とすることが適当であると考えます。以上のことにつきまして、ご異議のある方は挙手をいただきたいと思います。

- 異議なし -

それでは、本日の第１回は公開、第２回目以降はプレゼンテーションの前までは公開で、プレゼンテーション以降は、非公開で会議を行いたいと思います。

傍聴者の方がおられましたら入室をお願いします。

- 傍聴者なし -

○座長　会議を再開したいと思います。次第の４『令和４年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議』について、事務局から説明をお願いします。

○事務局　　**【資料１について説明】**

○座長　ただいまの説明について御質問等ございましたらお願いします。

ないようですので、次の次第の５『各施設の申請状況及び選定に関する基準について』に移りたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

○事務局　　**【資料２～４について説明】**

○座長　ただいまの説明について御質問等ございましたらお願いします。

ないようですので、次の次第の６『採点表における各審査項目の配点の承認について』に移りたいと思います。

各施設順に、各施設の概要、募集概要及び採点表について所管課から説明し、その後採点表の配点の承認を行います。

まず、各施設の概要、募集概要及び採点表について、文化芸術課からノバホールについて説明をお願いします。

○文化芸術課　　**【資料５について説明】**

○座長　ただいまの説明について御質問等ございましたらお願いします。

○座長　特にないようですので、それでは、採点表の配点の承認を行います。
　ノバホールの採点表は所管課の案のとおりといたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。
　次に、文化芸術課からつくばカピオについて説明をお願いします。

○文化芸術課　　【資料６について説明】

○座長　ただいまの説明について御質問等ございましたらお願いします。
　特にないようですので、それでは、採点表の配点の承認を行います。
　つくばカピオの採点表は所管課の案のとおりといたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。
　次に、文化芸術課からふれあいプラザについて説明をお願いします。

○文化芸術課　　【資料７について説明】

○座長　ただいまの説明について御質問等ございましたらお願いします。
　ふれあいプラザについて説明がございました。他の今まで説明があった施設と違いまして、重要項目ということで、３項目について、配点を上げているというような説明でございました。この点についてもご質問ご意見ございましたらお願いします。
　皆さまよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではこちらについても事務局案通りとさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。
　では次に移りたいと思います。次に、市民研修センターについての説明になります。生涯学習推進課から説明をお願いします。

○生涯学習推進課　　【資料８について説明】

○座長　ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いします。

○委員　丁寧な説明ありがとうございました。研修センターは、なぜ浴室があるのかと思って説明を聞いていたのですが、従前あった高齢者施設が背景にあるということで分かりました。私は、特別支援学校の教員だったので、福祉避難所がきちんとできているといいなと思います。

意見ですが、条例の設置目的が「市民及び市内の企業に勤務する者に生涯学習の機会を提供し、」とあり、市内の企業に勤務する者が強調されていますが、市民、高齢者、車いすを利用されている方等の生涯学習、実態的なところを重視し、機会があれば設置目的を見直されたほうがいいのではないかと思いました。意見です。

○生涯学習推進課　施設の設置にあたり、当時補助金の関係で、企業を手厚くする形があったことが経緯となります。

○委員　ありがとうございます。

○座長　ありがとうございます。その他ご意見ご質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それではこの市民研修センターにつきましても３項目については配点を高くして、審議をしていただくことでお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

最後に、こども育成課から大曽根児童館及び大曽根児童館放課後児童室について説明をお願いします。

○こども育成課　　**【資料９について説明】**

○座長　ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いします。

○委員　市内で児童館、放課後児童室があると思いますが、あえて指定管理を導入している理由があれば教えてください。

○こども育成課　市内に公設の児童館は大曽根児童館を含めて 18 児童館あります。大曽根児童館以外の 17 児童館は、市直営で公設公営、市職員で運営しております。大曽根児童館に関しては、民間ノウハウを活用した上で、大曽根児童館には多世代交流館があり、地域交流拠点として期待しているので、指定管理者制度を導入した経緯があります。

○委員　児童館における民間活力の活用の検討状況はいかがでしょうか。

○こども育成課　民間活力の活用や他の施設に指定管理を導入するかについては検討している状況です。

○委員　ありがとうございます。

○座長　その他ご質問ご意見ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、この大曽根児童館につきましても、事務局案の配点通りということでご承認をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

以上で、採点表の配点の承認はすべて終了いたしました。最後に、次第の７『その他』になります。では、事務局から説明をお願いします。

○事務局　　**【資料 10 について説明】**

○座長　ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上で、本日の案件はすべて終了いたしましたが、最後に、全体を通してご質問、ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

最後に、事務局から連絡事項等があればお願いします。

○事務局　　**【連絡事項】**

○座長　以上で今日の会議は閉会となります。委員の皆様には、ご多忙にもかかわらず、会議の円滑な運営にご協力いただき、誠にありがとうございました。

＜終了＞

令和４年度第１回つくば市指定管理者候補者選定検討会議　次第

日時　令和４年(2022 年) 9 月 29 日（木）10 時 00 分から
場所　つくば市役所本庁舎５階　庁議室

令和４年度選定対象施設：〇つくば市立ノバホール
〇つくばカピオ
〇つくば市ふれあいプラザ
〇つくば市市民研修センター
〇つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室

１　開会
２　挨拶
３　会議の公開について
４　令和４年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議について（P19 資料１）
５　各施設の申請状況及び選定に関する基準について（P20～30 資料２～４）
６　採点表における各審査項目の配点の承認について（P31～45 資料５～９）
（１）　各施設の概要及び募集概要について
（２）　各施設の採点表について
７　その他（P46 資料 10）
８　閉会

配付資料

基礎資料１　つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
基礎資料２　つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（一部抜粋）
基礎資料３　つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱
基礎資料４　令和４年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿（５施設分）
参考資料１　つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
参考資料２　つくば市情報公開条例（一部抜粋）
資料１　令和４年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議について
資料２　令和４年度指定管理者申請状況一覧表
資料３　つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準
（指定管理者候補者選定検討会議　採点表　及び　実績評価表）
資料４　採点結果表（例：申請者１者・２者）
資料５　ノバホールに係る施設概要・指定管理者候補者選定検討会議採点表
資料６　つくばカピオに係る施設概要・指定管理者候補者選定検討会議採点表
資料７　ふれあいプラザに係る施設概要・指定管理者候補者選定検討会議採点表・高配点理由書
資料８　市民研修センターに係る施設概要・指定管理者候補者選定検討会議採点表・高配点理由書
資料９　大曽根児童館及び大曽根児童館放課後児童室に係る施設概要・指定管理者候補者選定検討会議採点表・高配点理由書
資料 10　第２回以降の会議内容について

基礎資料１

○つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成16年12月28日

条例第37号

改正　平成27年９月25日条例第37号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第１項に規定する公の施設の管理を行わせる指定管理者（同法第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の公募）

第２条　市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

２　市長は、指定管理者を公募するときは、あらかじめ次に掲げる事項等を告示するものとする。

(1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地

(2) 管理の基準及び業務の範囲

(3) 管理を行う期間

(4) 指定の申請に係る資格要件

(5) 指定に係る申請の方法

(6) 公募に係る応募期間（以下「申請期間」という。）

(7) 施設の利用者数、決算その他運営状況に関する資料（新規施設にあっては事業実施計画書等）

（指定管理者の指定の申請）

第３条　指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書及び収支予算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類

（指定管理者の指定等）

第４条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、及び議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 事業計画書に基づく公の施設の管理運営が住民の平等利用を確保するものであること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであり、かつ、公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を、安定的で、かつ、継続的に行うことができる人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

２　第２条第１項の規定にかかわらず、市長は、公の施設の設置目的を効果的、かつ、適正に達成することができるものと認められる団体で、つくば市が出資しているものを指定管理者の候補者として選定することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第５条　指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第７条第１項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理する公の施設の利用状況その他の管理業務状況

(2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前３号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

（業務報告等）

第６条　市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実

地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第７条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理が適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

（原状回復義務）

第８条　指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第１項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平27条例37・旧第10条繰上）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年条例第37号）

この条例は、平成27年10月５日から施行する。

基礎資料２

○つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（一部抜粋）

平成17年２月24日

規則第５号

改正　平成23年８月24日規則第37号　平成26年７月28日規則第48号

平成29年１月27日規則第２号　平成31年３月22日規則第10号

令和４年３月31日規則第45号　令和４年９月27日規則第79号

（趣旨）

第１条　この規則は、つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書等）

第２条　条例第３条の規則で定める申請書は、指定申請書（様式第１号）とする。

２　条例第３条第１号の事業計画書は様式第２号に、同号の収支予算書は様式第３号によるものとする。

３　条例第３条第２号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、条例第４条第２項に規定する団体が新規設立の理由により第３号に掲げる書類を作成できない旨の理由書の提出があった場合は、この限りでない。

(1) 申請に係る団体の概要書（様式第４号）

(2) 申請に係る団体の定款又は寄附行為の写し及び履歴事項全部証明書（法人以外の団体にあっては、規約、会則その他これらに類するもの、役員名簿及び代表者の住民票の写し）

(3) 第１項の申請書を提出する日の属する事業年度を除いた直近３事業年度分の次に掲げる書類

ア 申請に係る団体の活動状況、経営状況等が確認できる事業報告書

イ 申請に係る団体の収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

（平23規則37・平29規則２・令４規則79・一部改正）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第２条第３項第１号の規定の適用については、この規則の公布の日から平成17年３月６日までの間は、同号中「登記事項証明書」とあるのは、「登記簿の謄本」とする。

附　則（平成23年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年規則第10号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第45号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

基礎資料３

つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

（設置）

第１条　つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第４条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

（組織）

第３条　検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

２　検討会議は、委員 12 人以内で組織する。

３　委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの

(2) 市内に在住し、在勤し、在学する者で、公募により市長が選定するもの

(3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員

４　市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の指定管理者の指定を行う日までとする。

（会議等）

第４条　検討会議に座長を置く。

２　座長は、副市長をもって充てる。

指定管理３　座長は、会務を総理し、会議を代表する。

４　座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

５　検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

６　検討会議の会議は公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができる。

(1) つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）第５条各号の不開示情報に関し検討を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

７　審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。ただし、条例第４条第２項に規定する者を指定予定施設の指　定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りではない。

（委員の責務）

第５条　委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

２　委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

（結果の公表）

第６条　検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

（庶務）

第７条　検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

【基礎資料４】

令和４年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議　委員名簿

（A）つくば市立ノバホール

（敬称略）

	外部・庁内別	氏　　名	所　属　等
1	座長	松本　玲子	つくば市副市長
2	外部委員	髙谷　豊	税理士
3		武田　直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
4		太崎　駿	市民委員
5		野尻　潤一郎	つくばで第九運営委員会委員長
6		松永　太	市民委員
7		宮田　美冬	社会保険労務士
8	庁内委員	大久保　克己	つくば市市民部長（施設所管部）
9		大越　勝之	つくば市政策イノベーション部次長
10		中島　弘志	つくば市財務部長

【基礎資料４】

令和４年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議　委員名簿
（Ｂ）つくばカピオ

（敬称略）

	外部・庁内別	氏　　名	所　属　等
1	座長	松本　玲子	つくば市副市長
2	外部委員	髙谷　豊	税理士
3		武田　直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
4		太崎　駿	市民委員
5		濵渦　京子	つくば子ども劇場　代表
6		松永　太	市民委員
7		宮田　美冬	社会保険労務士
8	庁内委員	大久保　克己	つくば市市民部長（施設所管部）
9		大越　勝之	つくば市政策イノベーション部次長
10		中島　弘志	つくば市財務部長

【基礎資料４】

令和４年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議　委員名簿
（Ｃ）つくば市ふれあいプラザ

（敬称略）

	外部・庁内別	氏　　名	所　属　等
1	座長	松本　玲子	つくば市副市長
2	外部委員	岡田　克司	元学校長 つくば市生涯学習審議会委員
3		髙谷　豊	税理士
4		武田　直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
5		太崎　駿	市民委員
6		松永　太	市民委員
7		宮田　美冬	社会保険労務士
8	庁内委員	大久保　克己	つくば市市民部長（施設所管部）
9		大越　勝之	つくば市政策イノベーション部次長
10		篠塚　英司	つくば市総務部長

【基礎資料４】

令和４年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議　委員名簿
（D）つくば市市民研修センター

（敬称略）

	外部・庁内別	氏　　名	所　属　等
1	座長代理	藤光　智香	つくば市政策イノベーション部長
2	外部委員	木村　京子	市民委員
3		澤内　真人	市民委員
4		髙谷　豊	税理士
5		武田　直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
6		船橋　秀彦	つくば市福祉団体等連絡協議会　副会長
7		宮田　美冬	社会保険労務士
8	庁内委員	片野　博司	つくば市市長公室長
9		篠塚　英司	つくば市総務部長
10		吉沼　正美	つくば市教育局長（施設所管部）

【基礎資料４】

令和４年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議　委員名簿

（Ｅ）つくば市立大曽根児童館及び
つくば市立大曽根児童館放課後児童室

（敬称略）

	外部・庁内別	氏　　名	所　属　等
1	座長	松本　玲子	つくば市副市長
2	外部委員	大久保　良文	つくば市主任児童委員連絡会　会長
3		髙谷　豊	税理士
4		武田　直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
5		太崎　駿	市民委員
6		松永　太	市民委員
7		宮田　美冬	社会保険労務士
8	庁内委員	塚本　浩行	つくば市こども部長（施設所管部）
9		藤光　智香	つくば市政策イノベーション部長
10		吉沼　正美	つくば市教育局長

参考資料1

○つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

（目的）

第１条　この条例は，附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により，市政運営における透明性の向上を図り，及び市民の市政運営に対する理解を深め，もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 附属機関　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項に規定する附属機関をいう。

(2) 懇談会等　市民，有識者等のうち執行機関が選任した者から意見，知見等を聴取し，市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会，懇話会，検討会，研究会その他市政運営上の会議をいう。

(3) 執行機関　地方自治法第138条の４第１項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

（会議公開の原則）

第３条　附属機関の会議及び懇談会等は，これを公開する。

（非公開とすることができる会議）

第４条　前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当するときは，執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は，附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 会議において，つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第５条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込み

があるとき。

(2) 会議を公開することにより，公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ，会議の目的が達成されないと認められるとき。

（会議の非公開の決定方法）

第５条　前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 前条第１号に該当するおそれがあるとき　次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し，決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り，規則で定める事項を勘案し，決定する方法

(2) 前条第２号に該当するおそれがあるとき　附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

（会議開催の事前公表）

第６条　執行機関は，規則で定めるところにより，附属機関の会議及び懇談会等の名称，開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の７日前までに公表しなければならない。ただし，緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは，この限りでない。

（会議の傍聴等）

第７条　附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は，その都度，執行機関が定める。

２　附属機関の会議又は懇談会等を妨害し，又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は，当該会議を傍聴することができない。

３　附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は，規則で定める事項を遵守し，及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

４　附属機関及び懇談会等の長は，傍聴人が前項の指示に従わないときは，当該傍

聴人に対し，退場を命ずることができる。

（会議資料の閲覧）

第８条　執行機関は，附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは，当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

（会議録の作成）

第９条　執行機関は，規則で定めるところにより，附属機関の会議及び懇談会等について，公開又は非公開にかかわらず，当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

（会議録の写し等の公表）

第１０条　執行機関は，規則で定めるところにより，公開の附属機関の会議及び懇談会等にあっては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を，非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあってはその概要を記録したものを公表しなければならない。

（公開状況の公表）

第１１条　市長は，規則で定めるところにより，附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について，公表しなければならない。

（他の条例に特別の定めがある場合の取扱い）

第１２条　附属機関の会議の公開等について，他の条例に特別の定めがあるときは，その定めるところによる。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成30年２月１日から施行し，同日以後に第６条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

（つくば市政治倫理審査会条例の一部改正）

2　つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市開発審査会条例の一部改正）

3　つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正）

4　つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正）

5　つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正）

6　つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

参考資料2

つくば市情報公開条例（一部抜粋）

平成 27 年 7 月 1 日
条例第 27 号

（行政文書の開示義務）

第 5 条　実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き，開示請求者に対し，当該行政文書を開示しなければならない。

(1)　（略）

(2)　法人その他の団体（国，独立行政法人等，地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，次に掲げるもの。ただし，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて，公にしないとの条件で任意に提供されたものであって，法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3)～(6)　（略）

（平 29 条例 22・一部改正）

資料1

令和4年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議について

1. 概要

指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議を設置しています。本検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設に係る指定管理者の候補者の検討を行い、その検討結果を市長に報告します。

その後、市は、選定された事業者を指定管理者候補者とし、地方自治法の定めのとおり、市議会へ議案を提出し、市議会の議決を経て、市長が指定管理者候補者を指定管理者として指定します。

2. 委員構成　※会議は施設ごとに設置（名簿は基礎資料4参照）

・庁内委員：副市長（座長）、施設所管部長、市長が適当と認める部等の職員
・外部委員（6名）：大学教員、税理士、社会保険労務士、個別専門家、市民委員

3. 対象施設

施設名	所在地	施設所管部署
つくば市立ノバホール	つくば市吾妻1－10－1	市民部文化芸術課
つくばカピオ	つくば市竹園1－10－1	
つくば市ふれあいプラザ	つくば市下岩崎 2164－1	
つくば市市民研修センター	つくば市北条 1477－1	教育局生涯学習推進課
つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室	つくば市大曽根 447－3	こども部こども育成課

※令和４年９月議会にて条例改正案及び補正予算案を審議中のつくばセンター広場は、議決後に追加で選定を行う可能性があります。

4. スケジュール（予定）

日程	内容	対象施設
9/29(木) 10:00～12:00	全体会 ・概要説明（採点方法の説明等） ・採点表における配点の承認	全5施設
10/13(木) 13:30～16:30	プレゼン審査 ・申請団体のプレゼン、質疑応答 ・採点、候補者の決定	・ノバホール ・つくばカピオ ・ふれあいプラザ
10/20(木) 13:30～16:30		・大曽根児童館
10/27(木) 13:30～16:30		・市民研修センター

資料２

令和４年度指定管理者申請状況一覧表

１　現地説明会参加団体数（実施日：7/20 または 7/21）

施設名	区分	本社所在地			合計
		県内		県外	
		市内	市外		
ノバホール	非公募				
つくばカピオ					
ふれあいプラザ	公募	0	0	0	0
市民研修センター		0	0	0	0
大曽根児童館及び放課後児童室		1	0	0	1

２　指定管理者申請団体数

施設名	区分	本社所在地			合計
		県内		県外	
		市内	市外		
ノバホール	非公募	1	0	0	1
つくばカピオ		1	0	0	1
ふれあいプラザ	公募	1	0	0	1
市民研修センター		1	0	0	1
大曽根児童館及び放課後児童室		2	0	0	2

※公募施設の受付期間：令和４年７月 11 日から８月 10 日
※非公募施設の受付期間：令和４年８月１日から８月 10 日

資料３

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

（趣旨）

第１条　この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

（採点表）

第２条　検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙１の採点表を用いるものとする。

２　審査項目の配点は原則として５段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については７段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

（実績評価表）

第３条　現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙２の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

２　前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

（検討会議による承認）

第４条　採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

（基準点）

第５条　指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

２　基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

３　委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

（選定方法）

第６条　候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

２　候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が１者の場合　各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が２者以上の場合　各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第１順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第１順位となる者が２者以上となった場合にはいずれの者も第１順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア　指定管理料提示額の最も低い者

イ　全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ　７段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ　施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の５つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

３　次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が１者の場合　各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が２者以上の場合　各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第１順位の最も多い者を次点

候補者として選定するものとする。同点により第１順位となる者が２者以上となった場合にはいずれの者も第１順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア　指定管理料提示額の最も低い者

イ　全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ　７段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ　施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の５つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

附　則

この基準は、平成 28 年８月９日から施行する。

この基準は、平成 29 年２月３日から施行する。

この基準は、令和４年７月１日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配　点

５：　1＝好ましくない　2＝普通より劣る　3＝普通　4＝普通より優れている　5＝優れている

７：　1=好ましくない　2=普通より劣る　3=普通よりやや劣る　4=普通　5=普通よりやや優れている　6=普通より優れている　7=優れている

	審　査　項　目	指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか（利用促進策）	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	（その他、施設所管課で設定する項目があれば入力） ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(−5、−3、0、3、5)	実績評価表		
	合　計　点　数			（基準点）
	適　・　否			

別紙2

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1　施設の概要

施設概要	名称	
	所在地	
	関係条例等	
	設置目的	
指定管理者	名称	
	所在地	
指定管理業務の内容		
指定期間		

総合評価（年度評価）	和暦　年度 （西暦　年度）	和暦　年度 （西暦　年度）	和暦　年度 （西暦　年度）	和暦　年度 （西暦　年度）	和暦　年度 （西暦　年度）

管理運営実績データ

施設名

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 （講座・セミナー等）			
アンケートの実施状況 （利用者の満足度、 苦情等）			
収支状況			

2 評価結果

評 価 項 目			
(1)管理状況			評点
	項目	視点	
	①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	
	②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
	③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	
	④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
	⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
	⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	
	⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	
	【評価の理由】		
(2)運営状況			評点
	項目	視点	
	①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
	②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
	③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	
	④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	
	⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	
	⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	
	⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	
	⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	
	【評価の理由】		

２ 評価結果

評 価 項 目			
（3）収支状況			評点
	項目	視点	
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	
	【評価の理由】		

【総合評価】

合計評点		評価ランク	
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。			

※添付書類

事業報告書（月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査（アンケート調査等）結果、苦情一覧、収支報告書等）、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

4：目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
3：目標や計画を上回る成果があったもの
2：目標や計画どおりの成果があったもの
1：工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
0：目標や計画を下回っており、（所管部署の指導にもかかわらず、）工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

S：総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
（0点の項目が無く、合計点が49点以上）
A：総合的に評価した結果、優れていると認められる
（0点の項目が無く、合計点が39～48点）
B：総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
（0点の項目が無く、合計点が30～38点）
C：総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
（合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合）
D：総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
（合計点が17点以下）

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

S：5点加点
A：3点加点
B：0点
C：3点減点
D：5点減点

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

資料4－1

採点結果表　（例：申請者1者）

※　基準点を48点とする。

選定委員	採点結果	
	申請者A	
	得票	点数
A	適	53
B	適	55
C		47
D	適	51
E		45
F	適	49
G	適	51
H	適	58
I	適	48
J	適	49
得票合計 点数合計	8	506

選定委員	採点結果	
	申請者B	
	得票	点数
A	適	50
B	適	52
C		44
D		45
E		42
F		46
G	適	48
H	適	55
I		45
J		46
得票合計 点数合計	4	473

申請者Aの場合は過半数の委員が基準点以上と評価しているため、候補者として選定する。
申請者Bの場合は過半数の委員が基準点に満たないと評価したため、候補者として選定しない。
適否同数のときは、委員の協議により選定する。

資料4－2

採点結果表　（例：申請者2者）

※　基準点を48点とする。

選定委員	採点結果			
	申請者A		申請者B	
	得票	点数	得票	点数
A	○	58		56
B	○	56		54
C		61	○	62
D		53	○	54
E	○	63		61
F		58	○	59
G	○	61		59
H		59	○	60
I	○	60	○	60
J	○	59	○	59
得票合計 点数合計	6	588	6	584
指定管理料提示額 （千円） ※指定期間合計	50,000		60,000	

申請者Aと申請者Bで、第１順位に選んだ選定委員は6名で同数。そのため、指定管理料提示額で順位を決定する。

よって、指定管理料提示額が最も安い申請者Aを指定管理者候補者とし、申請者Bを次点候補者とする。

資料５－１

つくば市立ノバホール　施設概要

（１）名称
　つくば市立ノバホール
（２）所在地
　茨城県つくば市吾妻一丁目10番地１
（３）施設の設置目的
　地域の芸術文化の振興と住民福祉の増進を図り、もって文化水準の向上に寄与する。
（４）設置日
　昭和58年６月１日
（５）施設根拠（条例名）
　つくば市立ノバホール条例(昭和62年つくば市条例第33号)
（６）施設の概要等
　① 敷地面積
　　10,641.55㎡（つくばセンタービル敷地面積）
　② 施設
　　ア　構造　　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
　　イ　施設概要
　　（Ⅰ）大 ホ ー ル
　　１階席 679 席、２階席 222 席、バルコニー席 99 席（車椅子席４席含む。）
　　舞台（幅 18.9m、奥行 11.6m、高さ 12.3m）
　　・ホ ワ イ エ
　　・ク ロ ー ク
　　・練　習　室　１室
　　・楽　　屋　４室
　　・シャワー室　１室
　　・映　写　室　１室
　　・調　光　室　１室
　　・音響調整室　１室
　　（Ⅱ）小 ホ ー ル（数値は改修後の予定）
　　・客席　115 席
　　・ステージ　（幅 11.4m（最大幅 13.6m）、奥行 3.4m、高さ 0.39m）
　　・バックステージ
　　・ピアノ庫
　　・倉庫
　　・楽屋　３室
　　ウ　延床面積　大ホール　5,850.35 ㎡　（専有部分面積）
　　小ホール　359.965 ㎡　（専有部分面積）

③ 設備

空調設備、消防設備、エレベーター、自家用電気設備、自動ドア、照明設備

④ その他

ノバホールには、駐車場はありません。

（７）改修工事について

指定管理期間中の令和５年度に工事期間６か月程度、小ホールの改修工事を予定しています。

（資料5－2）

つくば市立ノバホール　指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配　点

5：　1＝好ましくない　2＝普通より劣る　3＝普通　4＝普通より優れている　5＝優れている

7：　1=好ましくない　2=普通より劣る　3=普通よりやや劣る　4=普通　5=普通よりやや優れている　6=普通より優れている　7=優れている

	審　査　項　目	指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	5	3
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5	3
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	5	3
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか（利用促進策）	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5	3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(−5、−3、0、3、5)	実績評価表		
	合　計　点　数		80	（基準点） 48
	適　・　否			

資料６－１

つくばカピオ　施設概要

（１）名称
　つくばカピオ
（２）所在地
　茨城県つくば市竹園一丁目10番地１
（３）施設の設置目的
　市民に文化活動、スポーツ活動等による交流の場を提供し、豊かな市民生活の形成に寄与する。
（４）設置日
　平成８年１月８日
（５）施設根拠（条例名）
　つくばカピオ条例(平成８年つくば市条例第８号)
（６）施設の概要等
　① 敷地面積
　　9,090.30㎡
　② 施設
　　ア　構造　　鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
　　イ　施設概要
　　（Ⅰ）ア　リ　ー　ナ
　　床面仮設席 1,700 席、２階固定席 1,036 席（車椅子席８席を含む。）
　　多目的ホール(34m×40m)、可動式ステージ(20m×6m)
　　（Ⅱ）ホ　ー　ル
　　１階席 284 席(車椅子席２席含む)、中２階席 50 席、３階席 50 席
　　プロセニアム(幅 12m×高さ 7m)、舞台(奥行 11m)、ピアノ１台
　　（Ⅲ）会　議　室
　　小会議室　３室(43 ㎡･定員 16 名)、中会議室　１室(64 ㎡･定員 28 名)
　　（Ⅳ）リハーサル室　　２室(42 ㎡･定員 30 名、96 ㎡･定員 80 名)
　　（Ⅴ）和　　室　　２室(15 畳･定員 12 名、12 畳･定員 12 名)
　　（Ⅵ）楽　　屋　　４室
　　（Ⅶ）リフレッシュルーム　　１室
　　（Ⅷ）プレイルーム　　１室
　　（Ⅸ）別　　棟　　１棟
　　カフェスペース 141 ㎡、作業室 41 ㎡
　　ウ　建築面積　　6,378.07 ㎡
　　エ　延床面積　　9,130.48 ㎡
　③ 設備
　　空調設備、消防設備、エレベーター、自家用電気設備、自動ドア、照明設備
　④ その他
　　駐車場（45 台)、樹木

（資料6－2）

つくばカピオ　指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配　点

5：　1＝好ましくない　2＝普通より劣る　3＝普通　4＝普通より優れている　5＝優れている

7：　1=好ましくない　2=普通より劣る　3=普通よりやや劣る　4=普通　5=普通よりやや優れている　6=普通より優れている　7=優れている

	審　査　項　目	指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	5	3
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5	3
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	5	3
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか（利用促進策）	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5	3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(−5、−3、0、3、5)	実績評価表		
	合　計　点　数		80	（基準点） 48
	適　・　否			

資料７－１

つくば市ふれあいプラザ　施設概要

（１）名称
　つくば市ふれあいプラザ
（２）所在地
　茨城県つくば市下岩崎2164番地１
（３）施設の設置目的
　市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の実現に寄与する。
（４）設置日
　平成17年４月１日
（５）施設根拠（条例名）
　つくば市ふれあいプラザ条例
（６）施設の概要等
　① 敷地面積
　　3,850.31㎡
　② 施設
　　ア　構造　　鉄筋コンクリート一部鉄骨、３階建て
　　（３階部分は展望室のみ）
　　イ　施設概要
　　多目的ホール（385席）、会議室（１室）、研修室（６室）、和室、視聴覚室、軽運動室、調理実習室、フィットネスプール（0.2mから1.2mまで水位を調節できる可動床）、更衣室（男女各１室）、コピー室、録音室、市民活動室、展示コーナー、情報ラウンジ（図書コーナー）、事務室、保育室
　　ウ　建築面積　　2,259.72 ㎡
　　エ　延床面積　　3,342.75 ㎡
　　オ　建築時期　　平成 17 年３月
　③ 設備（設備概要）
　　空調設備、消防設備、エレベーター、自動ドア、舞台音響照明設備、移動式観覧席、プール可動床、無圧式温水器、電解滅菌装置
　④ その他
　　駐車場（83 台収容、運動公園駐車場を含む）、樹木、芝地、花壇

（資料7－2）

つくば市ふれあいプラザ　指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配　点

5：　1＝好ましくない　2＝普通より劣る　3＝普通　4＝普通より優れている　5＝優れている

7：　1=好ましくない　2=普通より劣る　3=普通よりやや劣る　4=普通　5=普通よりやや優れている　6=普通より優れている　7=優れている

	審　査　項　目	指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか（利用促進策）	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5	3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(−5、−3、0、3、5)	実績評価表		
	合　計　点　数		86	（基準点） 51
	適　・　否			

「つくば市ふれあいプラザ」　高配点とした理由

採点表番号	審査項目	理由
2	安全・安心面からの対応	多くの来館者があり、会議室やホール、フィットネスプール等を備える施設であることから、来館者の安全対策、事故防止対策に係る項目を重視した。
3	施設管理の実施	フィットネスプールをはじめ、ホールや、会議室等、多岐にわたる貸室を有する施設であることから、対応できる職員が適切に配置されているかを重視した。
4	施設の運営(1)	市民に自主的な活動と交流の場を提供する生涯学習施設であるため、指定事業や自主事業の内容を重視した。

資料８－１

つくば市市民研修センター　施設概要

（１）名称
　つくば市市民研修センター
（２）所在地
　茨城県つくば市北条1477番地１
（３）施設の設置目的
　市民及び市内の企業に勤務する者に生涯学習の機会を提供し、もって教育の振興及び文化の向上に寄与する。
（４）設置日
　平成12年４月１日
（５）施設根拠（条例名）
　つくば市市民研修センター条例
（６）施設の概要等
　① 敷地面積
　　1,609.70㎡
　② 施設
　　ア　構造　　木造平屋建て（数寄屋風造り）
　　イ　施設概要
　　第１研修室（多目的ホール）、第２研修室（会議室）、第３研修室（会議室）、第４研修室（会議室）、第５研修室（和室）、第６研修室（和室）、浴室・脱衣室、事務室
　　ウ　建築面積　　578.70 ㎡
　　エ　延床面積　　578.70 ㎡
　　オ　建築時期　　平成 11 年 11 月
　③ 設備（設備概要）
　　空調設備、消防設備、自動ドア、ボイラー、浴槽ろ過設備
　④ その他
　　駐車場（38 台）、樹木、芝地、花壇

（資料８－２）

つくば市市民研修センター　指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配　点

５：　1＝好ましくない　２＝普通より劣る　３＝普通　４＝普通より優れている　５＝優れている

７：　1=好ましくない　2=普通より劣る　3=普通よりやや劣る　4=普通　5=普通よりやや優れている　6=普通より優れている　7=優れている

	審　査　項　目	指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか（利用促進策）	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5	3
13	新型コロナウイルスを含めた感染症への具体的方策 ※施設の特性に合った感染症（レジオネラ菌等）への具体的方策があるか		5	3
14	実績評価による加減点(−5、−3、0、3、5)	実績評価表		
	合　計　点　数		86	（基準点） 51
	適　・　否			

「つくば市市民研修センター」　高配点とした理由

採点表番号	審査項目	理由
2	安全・安心面からの対応	浴室のある施設であり、高齢者の利用も多いため、来館者の安全対策、事故防止に係る項目を重視した。
3	施設管理の実施	浴室や施設の維持管理を含め、安全衛生管理が適切に実施できる体制が確立できるかを重視した。
4	施設の運営（１）	市民に生涯学習の機会を提供することを設置目的とする施設であり、指定事業や自主事業の内容を重視した。 災害時等に福祉避難所が設置されることを考慮した体制がとれることを重視した。

資料９－１

つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室

施設概要

（１）名称

つくば市立大曽根児童館（愛称：なかよし館）及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室

（２）所在地

茨城県つくば市大曽根447番地３

（３）施設の設置目的

つくば市立児童館は、つくば市の児童に適切な遊び及び生活の場を与えることにより、また、つくば市立放課後児童室は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

（４）設置日

平成19年９月１日開館

（５）施設根拠（条例名）

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例

（６）施設の概要等

① 敷地面積

5,025.66㎡

② 施設

大曽根児童館

ア　構造　　鉄骨造　１階

イ　施設概要　放課後児童室、プレイルーム、図書室、事務室、創作室、子育てルーム

ウ　建築面積　781.79 ㎡

エ　延床面積　588.40 ㎡

オ　建築時期　平成 19 年８月竣工

多世代交流施設

ア　構造　　木造　１階

イ　施設概要　和室３室（３分割可能、１室は洋室への変更可能)、調理室

ウ　延床面積　114.28 ㎡

エ　建築時期　平成 23 年(2011 年) ３月竣工

③ 設備

ア　空調設備　　各部屋エアコン設置

イ　床暖房設備　子育てルームに設置

ウ　その他　　消防設備

④ その他

ア　駐車場　　46 台

イ　園庭　　約 1,000 ㎡

ウ　倉庫　　３ヶ所

つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室
指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配　点

5：　1＝好ましくない　2＝普通より劣る　3＝普通　4＝普通より優れている　5＝優れている

7：　1=好ましくない　2=普通より劣る　3=普通よりやや劣る　4=普通　5=普通よりやや優れている　6=普通より優れている　7=優れている

	審　査　項　目	指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5	3
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイディア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されてるか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか（利用促進策）	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート	5	3
13	施設の設置目的に沿った自主事業 ※施設の魅力を高める自主事業を企画しているか	様式第3号(2)	7	4
14	実績評価による加減点(−5、−3、0、3、5)	実績評価表		
	合　計　点　数		86	（基準点） 51
	適　・　否			

「つくば市立大曽根児童館及びつくば市立大曽根児童館放課後児童室」高配点とした理由

採点表番号	審査項目	理由
2	安全・安心面からの対応	小学生が中心に利用する施設のため、来館者の安全対策、事故防止に係る項目を重視した。
4	施設の運営(1)	児童が利用する施設であり、安全・安心な管理の観点から指定された業務を網羅していること及び独自のアイディアが含まれているかを重視した。
13	施設の設置目的に沿った自主事業	指定管理者制度の大きな要素でもある、大曽根児童館及び児童クラブの利用者満足度を高める自主事業に取り組む姿勢を重視した。

資料 10

第2回以降の会議内容について

1　日程

日程	内容	対象施設
10/13(木) 13:30～16:30	プレゼン審査 ・申請団体のプレゼン、質疑応答 ・採点、候補者の決定	・ノバホール ・つくばカピオ ・ふれあいプラザ
10/20(木) 13:30～16:30		・大曽根児童館
10/27(木) 13:30～16:30		・市民研修センター

※注意事項：各委員の担当施設ごとに集合時間が異なります

※令和４年９月議会にて条例改正案及び補正予算案を審議中のつくばセンター広場は、議決後に 10/27(木)に追加で選定を行う可能性があります。

2　申請書類一式（申請団体単位でファイリング）

・指定申請書
・事業計画書
・収支予算書
・団体の概要書
・定款又は寄附行為の写し及び履歴事項全部証明書
・直近3事業年度分の事業報告書・収支決算書
・当該年度の事業計画書・収支予算書
・納税証明書
・労働保険料等納入証明書
・労働環境確認シート

申請団体からの申請書類一式は、プレゼン審査の際に使用いたします。

事前に御一読のうえ、当日に御持参ください。

3　当日の主な流れ（複数施設実施の場合は、休憩後、一部委員入替で実施）

(1)採点表における実績評価による加減点の承認[1](10 分)
(2)申請団体のプレゼンテーション(15 分)
(3)質疑応答(10 分)
(4)採点(3分)
(5)採点集計(10 分)
(6)集計結果報告及び指定管理者候補者の決定(7分)

[1] 採点表における実績評価による加減点の承認は、現指定管理者が当該施設に再度申請した場合のみ実施